令和5年度 県立音楽堂空席利用鑑賞 実施要項

福井県教育庁義務教育課

1 事業目的

コンサートホールでの本格的な演奏を鑑賞する機会を提供することにより、児童生徒の豊かな感性や音楽文化に親しむ態度を育む。

2 事業内容

福井県立音楽堂(ハーモニーホールふくい、以下「HHF」)が主催する公演の空席を小中高生に無償で提供する。

(1)対象となる公演

令和5年6月~令和6年3月公演のうち、12公演

- (2) 事業の周知
 - ・各学校に実施要項とチラシ (データ) を配布
 - ・新聞各社へ投げ込み
 - 義務教育課HPに掲載
- (3) 申込み等
 - ①保護者が、鑑賞希望公演日の1か月前~10日前の間に県へ直接、申込む。 申込み方法:義務教育課HP申込みフォーム、ハガキ、FAX
 - ②申し込まれた方に、メール等にて、詳細を通知する。
 - ③開演前に、HHF総合案内にて、チケットと交換する。
- (4) 本事業への申込みにあたって
 - ・本事業の対象は、福井県内の学校に通っている小中高生とする。
 - ・本事業の利用による鑑賞は、期間内2回までとする。応募多数の場合は抽選により決定する。
 - ・全席指定公演における席の指定、決定後のキャンセルはできない。
 - 保護者からの問い合わせは義務教育課が対応する。
- (5)公演の事前学習等

公演によっては事前学習を実施する。(演奏曲の歴史的背景、出演者の特性、見どころ や聴きどころをHHFスタッフ等が解説。)対象の公演については、空席利用鑑賞決定の 案内時に連絡する。

(6) 児童生徒の安全管理

鑑賞中のトラブルや緊急時の対応の為、保護者等の同伴(小学生の場合は全公演、中高生の場合は18時以降の公演)をお願いする。同伴者のチケット代は保護者負担とする。 生徒のみでの会場への往復は、各学校のきまりに従う。